



訪問系のサービスって？



A. ヘルパーさんが自宅に訪問したり、 外出に同行してくれるよ

[障がい福祉事業](#)には、とても多くのサービスがあるんだ。

大きく分けて主に18歳以上の人の「[障害者総合支援法](#)にもとづくサービス」と18歳未満の子どもの「[児童福祉法](#)にもとづくサービス」に分けられるよ。
ここでは、障害者総合支援法に基づくサービスのうち、のうち子どもに関するサービスの説明だけにしておくよ。

居宅介護

障がいを有する人の自宅をヘルパーが訪問してくれるんだ。

- ・身体介護（自宅での食事、入浴、排泄など）
- ・家事援助（調理、掃除、買い物、洗濯など）
- ・生活全般にわたる相談や支援

なんかを支援してくれるよ。

同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が外出するときに専門のヘルパーが同行してくれるよ。

- ・移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護。
- ・外出する際に必要な援助。

をしてくれるんだ。

行動援護

行動に著しい困難を有する[知的障がい](#)や[精神障がい](#)を有する人に対して、障がいの特性を理解した専門のヘルパーが、行動中の危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、および食事等の介護、その他必要な援助をしてくれるよ。

重度障害者等包括支援

介護の必要性が非常に高い障がいを有する人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うよ。

ただし、非常に少数なんだ。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者を有する人の外出支援を行うことで、地域での自立生活および社会参加ができるようになることを目的としているんだ。

利用者が居住する市町村が指定権者になっていて、移動支援のサービスのない自治体もあるよ。

[《MENU》](#)

[《本体報酬って聞きなれないけど？](#)

[お泊りできるサービスって？》](#)

2022-04-25 掲載